

<社会保障論評 26-001 号 「『幸福』とは何か」を Gemini に評価・批判させた結果>

(Gemini (ジェミニ) とは、Google が開発した最先端のマルチモーダル生成 AI)

「論文を評価せよ」への回答

ご提示いただいた久保知行氏（年金数理人）による論評「『幸福』とは何か」について、その内容の要約、論理構成の分析、および専門的・社会的な視点からの評価をまとめました。

1. 論評の要約

本論文は、フィンランドの「世界幸福度ランキング 1 位」の背景にある社会構造を引き合いに出し、日本の社会保障制度（特に公的年金制度）の在り方に警鐘を鳴らすものです。

幸福の定義: フィンランドにおける幸福とは、政府が国民を直接幸せにすることではなく、「国民が不幸になる要因を取り除くこと」に主眼が置かれている。

公的年金の役割: OECD の報告を引用し、公的年金は「最も脆弱な人々」を対象とすべきであると主張している。

英国の事例: 2016 年に公的年金を一本化した英国の改革を例に、公的年金の守備範囲を明確にすることの重要性を説いている。

現代の課題: AI による労働の二極分化（新たな「二つの国民」）に触れ、政府による過剰な提供がコミュニティの助け合いを阻害する懸念を示しつつ、最終的には「人々の連帯」の重要性を強調している。

2. 論文の評価

肯定的評価（優れた点）

「幸福」の再定義による視座の提示: 「極端に幸福な人が多いのではなく、極端に不幸と感じる人が少ない」というフィンランドの分析は、社会保障の「セーフティネット」としての本質を突いています。これは、限られた資源をどこに集中すべきかという政策議論において非常に説得力があります。

国際的・歴史的視点の活用: OECD の理念や英国の 2016 年年金改革を引き合いに出すことで、日本の現状（被用者年金偏重）を相対化し、その特殊性や課題を浮き彫りにしています。

労働環境の変化（AI）への言及: 単なる年金論議に留まらず、AI による職の喪失や労働の二極分化といった最新の社会情勢を結びつけており、将来的な社会保障の必要性を多角的に論じています。

クリティカルな視点（検討の余地）

「政府への信頼」という前提条件: 著者はフィンランドの成功要因として「国民の政府への信頼度が高い」ことを挙げています。しかし、信頼が欠如している日本において、どのようにして英国のような抜本的な制度改編（基礎年金への一本化など）に対する合意形成を行うかという、具体的なプロセスへの言及がさらにあればより実践的でした。

コミュニティと公助のジレンマ: 終盤で「政府の提供しすぎがコミュニティの助け合いを奪う」という懸念を引用していますが、これは前半の「不幸を取り除く（公助の強化）」という主張と緊張関係にあります。このバランス（自助・共助・公助の境界線）をどう引くべきかが、今後の議論の焦点となるでしょう。

3. 総評

本論文は、**「社会保障の本質は脆弱な人々の救済にある」**という原点に立ち返り、日本の年金議論が目先の制度修正（被用者年金の拡大等）に終始している現状を鋭く批判した、洞察に満ちた一考です。

特に、英国のような「一層型年金」への一本化を、日本の「国民の助け合い」を具現化する一つの解として提示している点は、専門家（年金数理人）らしい骨太な提言と言えます。

次に、この論文で触れられている「英国の年金改革」の詳細や、日本における「基礎年金の機能強化」の具体的な議論について詳しくお調べしましょうか？

先の<日本における「基礎年金の機能強化」>について問い合わせた結果

日本における「基礎年金の機能強化」は、少子高齢化が進む中で**「将来の基礎年金額が目減りし、老後の生活を支えきれなくなる」**という課題を解決するための議論です。

2024 年の財政検証の結果を受け、2025 年の法改正(2026 年度からの本格実施を見据えた議論)に向けて具体的な施策が検討されています。主な議論の柱は以下の 3 点です。

1. 拠出期間の延長(40 年から 45 年へ)

現在、国民年金(基礎年金)の保険料を納める期間は「20 歳から 60 歳までの 40 年間」ですが、これを**「65 歳までの 45 年間」**に延ばす案です。

- **目的:** 納付期間を 5 年延ばすことで、将来受け取る満額の年金額を増やす(底上げする)こと。
- **課題:** 第 1 号被保険者(自営業者や学生など)にとって、約 100 万円の追加負担が生じるため、「実質的な増税だ」との批判が根強く、慎重な議論が続いています。
- **現状:** 経団連などの経済界は早期実現を求めていますが、政府内では国民の反発を考慮し、今回の改正での導入は見送る、あるいは段階的な実施にするなどの慎重論も出ています。

2. マクロ経済スライドの「調整期間の一致」

これが現在の議論の最大の焦点です。

- **仕組み:** 年金額を自動調整する「マクロ経済スライド」は、現在、厚生年金(報酬比例部分)は 2026 年度頃に終わる見込みですが、基礎年金は 2057 年度頃まで続く(=減額され続ける)見通しです。
- **提案:** 厚生年金の財源(積立金など)を基礎年金の底上げに活用し、基礎年金の調整を 2036 年度頃に前倒しで終わらせる案です。
- **メリット:** これにより、基礎年金の給付水準が将来的に約 3 割底上げされる試算があります。
- **論点:** 「厚生年金の積立金を基礎年金に流用するのは『借りパク』ではないか」といった批判や、厚生年金加入者(サラリーマン)の受給額が相対的に減る懸念があり、与野党間で激しい論争になっています。

3. 厚生年金の適用拡大

「機能強化」を支える財源確保策として、パートやアルバイトなど短時間労働者への厚生年金適用をさらに広げる議論です。

- **目的:** 厚生年金に加入する人を増やすことで、制度全体の支え手を増やし、同時にその人の将来の年金額(基礎年金 + 報酬比例部分)を増やす。

- ・ **方向性:** 従業員数などの企業規模要件を撤廃し、より多くの労働者が加入できるようにする方向で検討されています。

まとめ:議論の構図

施策	主なメリット	主な課題・懸念
45年納付	将来の受給額が増える	60~64歳の追加負担(約100万円)
調整期間一致	基礎年金の目減りを早期にストップ	厚生年金財源の「流用」批判
適用拡大	低年金者の防止、支え手の増加	企業の社会保険料負担、手取り減少

これらの議論は、単なる「年金の問題」ではなく、将来の生活保護受給者を増やさないための**「貧困対策」**としての側面を強く持っています。

次に、これらの改革が実現した場合に「あなたの将来の受給額」が具体的にどう変わるか、シミュレーション結果などを伝えてしましょうか？

年金制度の現状と2025年改正のポイント

この動画では、基礎年金の底上げをめぐる財源問題や、厚生年金からの「流用」批判といった最新の議論の対立点が、図解とともに分かりやすく解説されています。

<https://youtu.be/ixqr5SUIs7s>

「論文を批判的に論評せよ」への回答

ご提示いただいた久保知行氏の論文「『幸福』とは何か」について、社会保障および年金制度の観点から批判的に論評します。

本論文は、フィンランドの「幸福度」の背景にある社会モデルと、英国の年金制度改革を引き合いに出し、現在の日本の年金改革の方向性に対して一石を投じる内容となっています。

1. 論文の主な主張と論理構成

本論文の論理構成は、大きく以下の3点に集約されます。

フィンランド・モデルの示唆: 幸福とは「極端に不幸な人を減らすこと」にあり、それは政府への高い信頼と税・社会保障によるリスク除去によって達成されている。

日本における「脆弱な人々」への配慮不足: 日本の年金改革は、厚生年金（被用者年金）の拡大に偏っており、本来最も守るべき「基礎年金」の機能強化が疎かになっている。

英国型「一本化」への評価: 2016年の英国改革を例に、公的年金の守備範囲を「国民共通の基礎的な部分」に限定・一本化すべきであると示唆している。

2. 批判的検討

A. 英国型制度への移行に関する実現可能性とリスク

著者は、英国が厚生年金（所得比例部分）を公的年金から切り離し、基礎年金へ一本化したことを肯定的に記述しています。しかし、これを日本に適用する場合、以下の課題を無視できません。

所得代替率の低下: 上乗せ部分を民営化・外出した場合、低所得者が自力で私的年金に加入できず、老後の貧困が拡大するリスク（逆選択や格差の固定化）があります。

移行コストの巨大さ: すでに積み上がった厚生年金の受給権をどのように清算・移行するかという「二重の負担」問題に対する具体的方策が示されていません。

B. 「被用者保険の適用拡大」に対する評価の妥当性

著者は、政府が「正社員主体の被用者年金にばかり目が行っている」と批判しています。しかし、近年の日本の改革（短時間労働者への適用拡大）は、むしろ「非正規雇用という脆弱な立場にある人々」を厚生年金に取り込み、基礎年金だけでは不十分な給付水準を底上げする側面があります。これを単に「正社員主体」への偏重と切り捨てるのは、政策の意図（低年金対策）を過小評価している可能性があります。

C. フィンランド・モデルの「負の側面」への言及不足

著者は動画を引用しつつ「コミュニティの助け合う力を奪う」懸念に触れていますが、高負担・高福祉モデルが抱える**「経済的停滞」や「若年層の負担感」**という現実的なトレードオフへの言及が希薄です。フィンランドにおいても、高齢化に伴う社会保障費の増大は財政を圧迫しており、理想化しすぎる点には注意が必要です。

3. 総評

本論文は、効率性や財政検証といった技術的議論に終始しがちな日本の年金論議に対し、**「社会保障は誰を救うためのものか」**という哲学的・根本的な問いを投げかける点で非常に価値があります。特に「不幸になることを取り除く」という消極的福祉の視点は、格差が拡大する現代において重要な指針となります。

一方で、英國型への一本化というドラスティックな提案については、具体的な移行スキームや、厚生年金の「所得再分配機能」を喪失することの弊害について、さらなる緻密な分析が求められます。

さらに詳しく分析するために、以下の点について深掘りしましょうか？

英國の2016年改革の詳細と、日本への導入における具体的な障壁の整理

現在の日本の「基礎年金」の機能低下（マクロ経済スライドの影響）と、その強化策の代替案

フィンランドの最新の社会保障改革動向との比較

＜社会保障論評26-001号「『幸福』とは何か」に対するGeminiの批判的論評に対する返答＞

○「英國型制度への移行に関する実現可能性とリスク」について

・所得代替率の低下: 上乗せ部分を民営化・外出した場合、低所得者が自力で私的年金に加入できず、老後の貧困が拡大するリスク（逆選択や格差の固定化）があります。

・移行コストの巨大さ: すでに積み上がった厚生年金の受給権をどのように清算・移行するかという「二重の負担」問題に対する具体的方策が示されていません。

→上乗せの厚生年金部分については、強制企業年金として、基本的に現在の形を維持する。ただし、完全積立方式に沿うものとなるよう、物価・賃金スライドは停止し、終身給付も制限する。このような強制企業年金はスイ

スに例があり、オランダの職域年金も準強制企業年金である。

○「被用者保険の適用拡大」に対する評価の妥当性

・近年の日本の改革（短時間労働者への適用拡大）は、むしろ「非正規雇用という脆弱な立場にある人々」を厚生年金に取り込み、基礎年金だけでは不十分な給付水準を底上げする側面があります。

→本来、被用者年金は、可能な限り広範な労働者を対象とすべきであり、「適用拡大」は当然のことである。さらに週労働時間10時間以上の全被用者を対象とするようにすべきであろう。強制企業年金になっても、この点は変わらない。

＜社会保障論評関連（番号：174）の Gemini への回答に対する Gemini の返信＞

ご提示いただいた補足意見は、制度移行に伴う現実的なリスク（所得代替率の低下や二重の負担）を直視しつつ、**「強制企業年金（準強制含む）」**という枠組みを用いることで、公的年金の役割をスリム化しつつセーフティネットを維持する、非常に具体的で説得力のある修正案です。

この視点を踏まえ、論評をさらに深掘りします。

1. 英国型への移行：スイス・オランダモデルによる「二重の負担」の回避

当初の「民間に委ねる」という抽象的な表現を、スイスやオランダのような**「強制的な職域・企業年金」**と定義することで、議論の現実味が飛躍的に高まります。

- **積立方式への純化：**厚生年金部分を「強制企業年金」とし、完全積立方式へ移行させる提案は、世代間扶養の矛盾を解消する抜本策です。
- **リスクの制御：**物価・賃金スライドの停止や終身給付の制限は、受給者にとっては給付抑制となります。制度の持続可能性（ソルベンシー）を担保するためには不可避なトレードオフと言えます。
- **未解決の課題：**ただし、スイスモデルにおいても、低所得層に対する拠出補助（税投入や保険料減免）が不可欠であり、「完全に民間に任せること」ではなく、**「国家が強制しつつ、運用と管理を職域・民間に分離する」**という精緻なガバナンス設計が求められます。

2. 適用拡大と強制企業年金の親和性

「週10時間以上の全被用者を対象にする」という徹底した適用拡大案は、現代の多様な働き方（ギグワークやマルチジョブ）に対する強力な回答です。

- **連帯の再定義：**適用拡大は「厚生年金への救済」ではなく、**「すべての労働者が、職業生活を通じて自らの老後資金を積み立てる義務と権利を持つ」**という普遍的ルールの確立を意味します。
- **強制企業年金との整合性：**労働時間が短い層であっても、強制企業年金の枠組みに入れることで、低所得者であっても「基礎年金+少額の積立年金」を確保でき、逆選択（健康な人や余裕がある人だけが加入する問題）を構造的に排除できます。

3. 批判的考察：終身給付制限の社会的受容性

本提案において最も政治的・社会的なハードルとなるのは、**「終身給付の制限」**です。

- **長寿リスクの転嫁：**終身給付を制限（あるいは有期給付化）した場合、超長寿化が進む中で「年金が切れた後の超高齢期」をどう支えるかという問題が残ります。これは結局、生活保護などの公的扶助（税負担）に跳ね返るリスクがあります。
- **基礎年金の役割：**そのため、このモデルを成立させる絶対条件は、**「基礎年金（1階部分）が、寿命に関わらず最低限の生存を保証する水準（かつ終身）で維持されること」**に集約されます。

結論：日本型「新三層構造」への脱皮

ご指摘を統合すると、目指すべき方向は単なる「英国型」ではなく、以下のような日本版・多層型モデルへの移行であると整理できます。

階層	役割	財源・性質	備考
第1層：基礎年金	全国民共通の最低生活保障	税 + 保険料（賦課方式）	終身給付を死守
第2層：強制企業年金	被用者の所得比例部分	労使折半拠出（完全積立）	週10時間以上対象、スライド停止
第3層：個人年金	任意の自助努力	個人拠出	iDeCo等の拡充

この構造であれば、「不幸の除去（1階）」と「現役時代の生活水準の反映（2階）」を分離でき、かつ適用拡大によって分断を防ぐことが可能です。

もしよろしければ、この「強制企業年金」を導入した際の、現役世代と受給世代それぞれのメリット・デメリットを比較表にまとめましょうか？

お願いします。

承知いたしました。厚生年金部分を「完全積立方式の強制企業年金」へと移行し、適用範囲を「週 10 時間以上の全労働者」に拡大した場合のメリットとデメリットを整理します。

このモデルは、現行の「世代間扶養(仕送り方式)」による不透明感を拭い去り、自分の拠出が自分の将来に直結する**「個人勘定」の明確さ**を取り入れる点に最大の特徴があります。

強制企業年金(完全積立・適用拡大)導入の比較

区分	メリット	デメリット・リスク
現役世代	<ul style="list-style-type: none">不公平感の解消: 払った分が自分の積立金となるため、将来の年金「もらい損」の懸念がなくなる。ポータビリティ: 転職や多様な働き方をしても、積立金が個人に紐付くため不利益が少ない。	<ul style="list-style-type: none">負担の即時化: 積立方式への移行期において、旧制度の給付を支えつつ自分の分を積み立てる「二重の負担」が生じる可能性がある。
受給世代	<ul style="list-style-type: none">制度の持続性: 積立金として保全されているため、現役世代の減少による破綻リスクが低い。	<ul style="list-style-type: none">インフレリスク: 物価・賃金スライドが停止されるため、激しいインフレが起きた際に実質的な購買力が低下する。終身保障の喪失: 給付が有期(あるいは残高依存)となる場合、超長寿化への対応が困難になる。
社会・経済	<ul style="list-style-type: none">労働市場の歪み解消: 「103 万・106 万の壁」を意識せず、週 10 時間以上であれば誰でも公平に加入するため、就業調整が減る。	<ul style="list-style-type: none">低所得層の保護: 拠出が厳しい低所得者に対し、国庫からの補助や最低保障をどう設計するかが極めて複雑になる。

実現に向けた構造イメージ

このモデルでは、公的な「基礎年金」がセーフティネットとして機能し、その上に「自助」と「公助」の中間に位置する「強制積立(2 階部分)」が乗る形となります。

考察と次の論点

この移行を現実的に進めるためには、以下の 3 点が鍵となります。

- 「基礎年金」の終身・定額保障の強化: 2 階部分(強制企業年金)が積立・有期制限・スライド停止となる分、1 階部分の基礎年金は「寿命に関わらず、最低限の生活を確実に守る」という役割を今以上に強固にする必要があります。
- 移行期の「二重の負担」問題の処理: 既存の厚生年金受給者への給付を維持しつつ、現役世代に積立を強いるための「つなぎ国債」などの財政出動の是非。
- 週 10 時間以上の事務コスト: 膨大な短時間労働者の管理をデジタル技術(マイナンバー等)でいかに低コスト化するか。

注釈:スイスの事例 スイスでは、1 階部分(公的・賦課)で最低生活を、2 階部分(職域・積立)で従前の生活水準の維持を目指しています。2 階部分は法律で加入が義務付けられており、資産運用は民間の年金基金が行いますが、国が最低利回りを保証するなどの厳しい統制を敷いています。

この「二重の負担」を回避するための具体的な財政シミュレーションや、スイスモデルにおける低所得者への配慮策について、さらに詳しく調査しましょうか？

お願いします。

承知いたしました。制度移行の最大の難所である「二重の負担」をどう乗り越えるか、そしてスイス等の先行事例が低所得層をどう守っているかについて深掘りします。

1. 「二重の負担」を回避・緩和する具体的スキーム

賦課方式(現役が受給者を支える)から積立方式(自分の分を貯める)へ移行する際、現役世代は「今の高齢者への仕送り」と「自分のための積立」を同時に実行する必要があります。これを緩和する策は主に 3 つ考えられます。

① 「認識論的」な解決: 過去勤務債務(PSL)の分離

現在の厚生年金の積立金を「過去の約束分」に充当し、新規の拠出金はすべて「個人勘定」に振り向きます。足りない分は、**「年金交付税(つなぎ国債)」**を発行して数十年かけて返済していく手法です。

- 狙い: 直接的な保険料の二重支払いを防ぎ、負担を「将来の増税」という形で薄く引き延ばします。

② 紹介のスリム化と段階的移行

厚生年金部分の「物価・賃金スライド」を停止し、給付水準を実質的に固定(あるいは徐々に抑制)することで、旧制度側の必要資金を減らしていきます。

- **狙い:** 浮いた財源を、新制度(強制企業年金)の立ち上げ支援に回します。

③ スイス・オランダに学ぶ「資本市場の活用」

スイスのように運用を民間の年金基金(ペル・カッサ)に委ね、市場運用益を還元することで、拠出額以上の給付効率を目指します。

2. スイスモデルにおける低所得者への配慮策

強制企業年金(第2階)を導入した際、所得が低い人々が置いてけぼりにならないよう、スイス等では以下の工夫がなされています。

「配慮控除(Coordination Deduction)」の設計

スイスの強制企業年金(BVG)では、年収の全額に保険料がかかるわけではありません。

- **仕組み:** 1階部分(基礎年金)でカバーされる一定額(約280万円程度)を差し引いた残りの額に対してのみ、2階部分の保険料を課します。
- **効果:** 低所得層の保険料負担を抑えつつ、高所得層には応分の積立を促します。また、最低加入年収(約250万円程度)を設定し、それ以下の層は1階部分の手厚い保障で守るという切り分けを行っています。

拠出金への公的補助

オランダや一部の北欧諸国では、低所得者の拠出金に対して、政府がマッチング(上乗せ)拠出を行う「税額控除」や「直接補助」を組み合わせています。

3. 日本における「週10時間以上」適用のインパクト

週10時間以上の全労働者を強制企業年金の対象とする場合、以下の構造的メリットが生まれます。

対策項目	具体的な内容
社会保険の壁の撤廃	「106万円の壁」などの就業調整が消滅し、労働供給が最大化される。
ポータブル・アカウント	非正規・ギグワーカーも「自分名義の通帳」を持つことで、将来の受給見込みが可視化される。
企業の責任明確化	短時間労働者を安価な調整弁として使うインセンティブが減り、同一労働同一賃金が実質化する。

今後の論点: 国家の「保証」をどこまで残すか

強制企業年金へ移行した場合、最後に残るリスクは**「運用失敗(元本割れ)」と「超長寿」**です。

- **運用失敗リスク:** 国が「最低保証利率」を設定するのか、それとも完全に自己責任とするのか。
- **長寿リスク:** 2階部分が尽きた後、1階部分の基礎年金だけで「尊厳ある生活」が送れる水準(例: 現在の月額6.8万円から10万円程度への引き上げ)をどう確保するか。

次は、この「基礎年金の増額」を議論する上で避けて通れない「財源(消費税か、それとも他の資産税か)」の議論について深掘りしましょうか?

お願いします。

基礎年金の増額と、それに伴う「財源論」は、この改革案の成否を分ける最重要事項です。

2階部分(強制企業年金)が「積立・有期・スライド停止」という自助に近い形に純化される以上、1階部分の基礎年金は**「長寿リスクを100%カバーする終身の生活保障」**として今より強化される必要があります。

そのための財源確保と、社会保障のあり方について深掘りします。

1. 基礎年金増額のための「財源」の選択肢

基礎年金を「最低限の生活ができる水準(例: 月10万円程度)」へ引き上げるための主な財源案を比較します。

財源案	メリット	デメリット・課題
消費税の増税	安定性が高く、現役世代だけでなく高齢者も広く負担するため、世代間の公平性に資する。	逆進性があり、低所得者の生活を圧迫する。消費抑制による景気冷え込みのリスク。
資産課税(富裕税等)	蓄積された個人金融資産(2,000兆円超)を活用でき、格差是正に直結する。	資本逃避のリスクや、評価額の算定が困難。フローではなく「ストック」への課税に対する心理的抵抗。

財源案	メリット	デメリット・課題
所得税の累進化・社会保険料の撤廃	「応能負担(稼げる人が払う)」が徹底される。労働へのインセンティブ調整が必要。	高所得層の海外流出や、労働意欲の減退を招く可能性がある。

2. 税方式(税源)による「不幸の除去」の実現

著者のいう「不幸の除去」を優先するなら、現行の「保険料+税」の混成方式から、**「完全税方式」**への移行が論理的帰結となります。

- **保険料方式の限界:** 低所得者ほど負担が重く(逆進性)、未納問題が発生するため、本来救うべき層がセーフティネットから漏れてしまいます。
- **税方式の利点:** 負担能力(消費や所得、資産)に応じて徴収し、給付は「生存権」として一律に行うことで、誰一人取り残さない「フィンランド的幸福」の土台となります。

3. スイス・オランダに学ぶ「低所得者への逆転の知恵」

基礎年金を税で底上げしつつ、2階部分(強制企業年金)の負担をどう適正化するか。ここでは「資産形成の民主化」という視点が重要です。

- リタイアメント・インカムの多層化:
1階部分を「税による一律給付」にすることで、低所得者は「払った額以上の恩恵」を受けられます。
- マッチング拠出の強化:
週10時間以上の労働者が2階部分に拠出する際、低所得者に対しては政府が「1,000円拠出したら、政府が500円上乗せする」といった直接的な資産形成支援を行うことで、引退時の格差を縮小させます。

4. 結論: 目指すべき「新・日本の連帯」

この議論の着地点は、**「公助(1階:税)+強制された共助(2階:積立)」**のハイブリッドモデルです。

1. **基礎年金(1階):** 消費税や資産税を原資とし、寿命に関わらず、すべての国民に「尊厳ある最低生活」を保証する。
2. **強制企業年金(2階):** 週10時間以上の全被用者が加入。自分のための積立として「運用の果実」を享受し、現役時代の生活水準に応じた上乗せを得る。

批判的総括

この改革は、これまでの「現役が引退世代を支える」という情緒的な連帯から、**「国家が基盤を支え、個人が職域を通じて将来を準備する」**という機能的な連帯への転換を意味します。

最大の障壁は、やはり「増税」と「終身給付の制限(2階部分)」に対する国民の納得感です。しかし、AI社会による労働の二極化が進む中、この「明確な役割分担」なしに、真の幸福(不幸の除去)を達成することは難しいのではなかろうか。

ここまで議論を踏まえ、この「日本版・新年金制度」を実現するための「ロードマップ(工程表)」を作成してみましょうか?

基礎年金を税方式ではなく、オランダのように保険料方式にすることも可能ではないか。

おっしゃる通り、基礎年金を「税方式」にせず、オランダのように「保険料方式(保険料拠出に基づく権利)」として維持する選択肢は十分に考えられます。むしろ、オランダの**「一般老齢年金(AOW)」**の仕組みは、日本の基礎年金が抱える「未納問題」や「公平性」の課題を解決するヒントに溢れています。

オランダ型の保険料方式を日本に導入・適用する場合の構造と、その実現可能性を整理します。

1. オランダ型「居住期間に基づく保険料方式(AOW)」の特徴

オランダの基礎年金(AOW)は、日本のような「月々の納付」という意識よりも、「国内に居住し、所得に応じて保険料を徴収される」という仕組みが徹底されています。

- **居住要件による権利確定:** 15歳から65歳までの50年間、オランダに住んでいる(または働いている)ことが条件で、1年ごとに受給権が2%ずつ積み上がります。
- **所得比例の保険料徴収:** 税金と一緒に所得から天引き(または確定申告で支払い)されるため、日本のような「国民年金保険料を自分で納めに行く」手間や、それに伴う「未納」が構造的に発生しにくい設計です。
- **低所得者への配慮:** 保険料には上限があり、一定以上の高所得者はそれ以上払いません。逆に、無所得者や低所得者の分は税源(一般財源)で補填され、受給権は守られます。

2. 日本版「オランダ型基礎年金」の設計案

日本で「保険料方式」のまま基礎年金を強化する場合、以下の3つの統合が鍵となります。

① 徴収の「税・保険料一元化」

「国民年金保険料」という独立した請求を廃止し、所得税や住民税と完全に一体化して徴収します。これにより、未納問題を実質的に解消できます。

- メリット: 「払えるのに払わない」層を排除し、公平性を確保できる。
- デメリット: 無所得層の分をどうカウントするか(税による肩代わり)の明確なルール化が必要。

② 「居住期間」による受給資格の簡素化

「何ヶ月保険料を納めたか」ではなく、「日本に何年居住・納税したか」で給付額を決める方式へ転換します。

- 効果: 短時間労働者や非正規雇用、あるいは専業主婦(主夫)など、現在の「第1号～第3号」という区分を撤廃し、**「国民一人一勘定」**のシンプルな権利体系に移行できます。

③ 2階部分(強制企業年金)との「役割の純化」

オランダでは、1階部分(AOW)は「最低賃金」に連動した定額給付です。これを日本でも徹底し、長寿になっても「最低限これだけは出る」という安心感(不幸の除去)を保険料拠出の権利として担保します。

3. 税方式と比較した「保険料方式」の利点とリスク

比較項目	保険料方式(オランダ型)	税方式
受給の正当性	「自ら拠出した」という権利意識が強く、給付削減への抵抗力が高い。	「国からの恩恵(福祉)」という側面が強まり、財政状況次第でカットされやすい。
財源の用途	社会保障目的以外に使えない(特別会計)。	一般会計に組み込まれると、他の施策に流用される懸念がある。
経済への影響	労働所得への負担(社会保険料)が重くなり、雇用に悪影響を与える可能性がある。	消費税等を財源とする場合、現役・高齢者・富裕層から広く薄く集められる。

4. 結論: 保険料方式のまま「税の機能」を取り込む

オランダが成功しているのは、**「形式は保険料だが、徴収の実態は税に近い(所得比例・一元徴収)」**というハイブリッドな運用をしているからです。

日本がこの道を選ぶなら、単に「基礎年金を増額する」だけでなく、**「第3号被保険者制度の廃止」と「所得に応じた全世帯からの徴収」**をセットで行う必要があります。これは、著者が指摘する「国民全体の連帯」を、保険料という目に見える「貢献」を通じて再構築するプロセスと言えます。

この「日本版オランダモデル」へ移行する際、最も大きな影響を受ける「専業主婦層」や「低所得の自営業者」への激変緩和策について、具体的なアイデアを整理してみましょうか？